

令和6年度第5回神奈川県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時 令和7年2月27日（木曜日） 14時から16時19分
- 2 場 所 神奈川県庁西庁舎7階 701会議室及びWeb会議
- 3 出席委員 一ノ瀬友博【会長】、大澤啓志、奥真美、小根山裕之、金子弥生、熊崎美枝子、小林剛【副会長】、坂田ゆず、鈴木秀和、鈴木洋平、袖野玲子、高橋章浩、二宮咲子、丹羽由佳理、速水洋、山崎徹、吉田聡
- 4 傍聴人 4人（一般傍聴人の定員10人）
- 5 議 題
 - （1）神奈川県環境影響評価審査会会長及び副会長の選出について
 - （2）対象事業の諮問及び審査
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について
 - （3）その他
- 6 審議概要
 - （1）神奈川県環境影響評価審査会会長及び副会長の選出について
第23期神奈川県環境影響評価審査会の会長に一ノ瀬友博委員が、副会長に小林剛委員が選出された。
 - （2）対象事業の諮問及び審査
（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について
（事務局）
資料1-1「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書について（諮問）」により諮問。
（一ノ瀬会長）
本案件についても、これまでどおり慎重に審議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。では早速、この事業の環境影響予測評価実施計画書の概要について説明を受けたいと思いますので、事務局は、会場内に事業者を案内してください。
～事業者入室～
（事務局）
事業者を紹介。
（事業者）
資料1-2「（仮称）横須賀港新港地区公有水面埋立事業 環境影響予測評価実施計画書の概要」により説明。
（一ノ瀬会長）
それでは、質疑に入る前に事務局は欠席の委員から、御質問等はいただいているのでしょうか。

(事務局)

お一人、本日欠席の海津委員から御意見、御質問がございますので、読み上げさせていただきます。

冒頭の必要性については理解いたしますが、2点について懸念がございます。

1点目として、レクリエーションの場・景観の保全についてです。

うみかぜ公園の一带は、近隣にトイザラスや三笠公園などもあり、多くの人が訪れる場所であり、視点場としても重要な役割を果たしていると思います。図書2-2-30(44)ページに記載されているとおり、地域経済に対して与える影響も看過できないと思われます。特に、海に面していながら、なかなか海と触れ合える場所がない東京湾側の横須賀市にとって、貴重な海辺のレクリエーション基地のひとつであろうと思います。

うみかぜ公園を含む一带のレクリエーション利用地点については、利用者層や利用経路、利用実態(季節変化など)も丁寧に調べていただき、工事中、供用開始後において、人々の自然とのふれあいやレクリエーションに影響がないように図っていただきたいと思います。図書2-2-38(52)～52(66)ページに教育施設、医療施設、福祉施設などが挙げられていますが、これらの施設の利用者は公園利用者としても重要な存在ではないかと推測します。

なお、図書2-2-255(269)ページにある公園機能の分類で、同公園は「バーベキュー」となっていますが、それだけではないように思います。

2点目として、海域環境の変化についてです。

建設予定の新港は大規模な埋立てと浚渫を伴います。海流との関係から、猿島周辺の海藻の生育に対する影響があるのではないかと懸念するわけですが、その点についてはどのようにお答えいただけるでしょうか。

海津委員からの御意見は以上です。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしましたら、まず海津委員からの御意見についてお答えいただいてからの方がいいですかね。

(事業者)

回答させていただきます。レクリエーション施設についてなのですが、この公園部分の改修については、地域や市内の人たちの意見を聞きながら、公園の利用方法について、その時の社会情勢、今はスケートボード場とかBMXがあり、そういうものが旬な時期なのなのですが、10年15年後、どんなスポーツが盛んになっているかというのもわからないので、そういった面を聞きながら、公園の整備を進めていくというふうには考えております。

そこで、委員の御指摘のとおり、そういったことについては、公園でアンケートをとったり、そういったことを進めて、丁寧に調べていきたいと思っています。

そういったところの施設ですので、周りの状況等、トイザラスとか、そういったものもありますので、それらについても十分考えて整備の方を進めていくというふうには考えています。

あと、バーベキュー以外にもということなのですが、広いスペースでいろいろなことをしている方達もいらっしゃいますし、遊具広場とか、そういうところの利用もかなりありますので、そういったことにも十分配慮した中で、整備を進めていくことを考えております。

二番目の猿島周辺の海藻への影響については、調査の中でも、藻場調査も含んでいます。そういったことも含めた中で、十分、いろいろな調査を含めて検討していきたいと思っています。

あとは、この水域で漁業を営んでいる方たちからのお話も、現在聞いております。漁業をここでずっとされている方たちは、砂が移動しているだとか、昔はここに藻場があったとか、そういったお話も聞いていますので、十分ヒアリングをして整備の方を進めていきたいと思っています。

あと、猿島周辺の海域への影響ということなのですが、もともと私たちが考えていた計画の中には、猿島の横に防波堤を造って、少し潮流をコントロールして、静穏度を高めようというような考えもあったのですが、水域利用者の方たちやその辺のお話を聞く中で、なるべく今の潮流の状況を保てるような形状に変更して、今回の形状、埋立ての形の方を考えております。

今後もそういったことについて注視して、検討していきたいと思います。

(一ノ瀬会長)

そうしましたら続いて、先ほど御説明いただいた内容について、委員の皆様から御意見、質問等ございますでしょうか。

(二宮委員)

二宮ですがよろしいでしょうか。

(一ノ瀬会長)

はい。お願いします。

(二宮委員)

御説明ありがとうございました。ただいまの海津委員からの御指摘とそれへの御回答にも少し関係すると思い、今、発言させていただきます。

レクリエーション資源の御回答の後に漁業に関してのコメントもありましたが、図書を見る限りですと、どこの区域にその、影響があるというところなのですが、スライドを用いて説明していただいた資料1-2の27ページ、「5. 環境特性に基づき配慮しようとする内容」のところでおっしゃった、「事業実施区域の東部海域には、区画漁業権（のり養殖）等が設定されており、漁業生産の場としても利用されています」というこの「場」について、図書で、漁業権の設定について、基礎情報としていくつか図を示していただいています。図書2-2-37（51）ページ、図2-2-19の「漁業権設定状況（区画漁業権）」のこの緑色の（部分）、図でいうと、（事業実施区域の）東部というのはこのあたり一番近くに二つほど設定があるようですが、ここで先ほど御説明いただいた、「環境特性に基づき配慮しようとする内容」の「のり養殖」が行われていると理解すればよろしいでしょうか。

(事業者)

図2-2-19の緑色の四角いところが、「のり」の区画漁業権というふうになっております。すぐ左側に、今回の事業実施区域というものがございまして、そのすぐ近くにあるそういった漁業生産の場というところへの配慮というところも必要というふうに考えております。

(二宮委員)

ありがとうございます。少し私の読み込みが足りないかもしれませんが、恐らく、この図とあわせて今の御説明を聞かないと、（環境特性に基づき配慮する内容として挙げられている漁場が）どこだろうというのがわからない気がしますがいかがでしょうか。記述いただいている箇所はあり

ますか。

(事業者)

今いただいた御質問で、「どこだかがちょっとわかりづらいのではないか」というお話でしたが、細かく記載しているページがこの図書の中にはありません。図2-2-19は、横須賀全体の中で区画漁業権がどういうふうに分布しているかという資料になっていまして。

(二宮委員)

そうですね。図書で言うと相当後ろ(279ページ)にある、先ほどの資料1-2のパワーポイント(27ページ)で説明していただいた「(環境特性に基づき)配慮しようとする内容」に(漁場のことが)含まれるのであれば、そちらの「(環境特性に基づき)配慮しようとする内容」の方のところにもう一度、図を示していただくか何かしてもよいのではないかなというコメントですけれども。なかなかどこにどんな影響がありそうかということが確認しづらかったという指摘をさせていただきましたので、何か改良できる点があれば今後の図書の中でよろしく願いいたします。

(事業者)

御意見どうもありがとうございました。「区画漁業権の位置」と「今回の事業実施区域」の位置が、直接重なっているわけではないのですが、「配慮しようとする内容」に書いてある以上ですね、なかなかわかりにくいということで、予測評価書案の中で、その辺りをもう少し細かく示していくということでよろしいでしょうか。

(二宮委員)

お願いいたします。今、図書で示しましたが、この記述に対して、どこのことを言っているのかということがわかるようにしていただけるとよろしいかなということでお願いいたします。

(事業者)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。小林副会長、お願いします。

(小林副会長)

御説明ありがとうございました。本日見学会は参加できなくて申し訳ありません。1点確認と言いますか、私自身がちゃんと認識ができていないのかもしれないのですが、今回の評価項目で土壌汚染に関しては特に入れられてないのですが、懸念がございまして質問させてください。今回、水底土砂によって公有水面の埋立ということなのですが、水底土砂の判定基準は、土壌汚染対策法の指定基準ですとか、土壌環境基準と比べると、水底土砂の判定基準はだいたい10倍くらい少し緩やかになるのですけれども、この水底土砂の判定基準にならって埋立てをした場合、埋め立てた後の土地というのが、土壌汚染の基準超過をして、管理が必要な土地になるのかならないのか、また、なる場合はおそらく形質変更時要届出区域とか埋立地特例区域になるかと思っているのですけれども、もともとそういうふうな認識で管理する土地を造られるのかということが1点と、今回は水底土砂の判定基準と比較するというので、1地点だけ土砂の測定をされるということが資料1-2のスライドの36ページに書かれているのですけれども、これだけで大丈夫か、もう少し細かく埋立てに使う土砂の測定をされた方がいいのではないかなという気がしたので、この辺を少し教えていただけますでしょうか。

(一ノ瀬会長)

事業者の方、お願いします。

(事業者)

御質問ありがとうございました。1番目の浚渫土砂で埋め立てる件で、海防法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）の土質基準と土壤汚染対策法の土質基準で、基準値に10倍くらいの差があるとのことで、埋め立てた後の土地ができた後のことを見据えると、土質基準をどういうふうに扱うのかという御質問だったかと思いますが、確かに海防法の方が土質基準が緩いので、受け入れる土質としてはクリアすると思いますが、まずそれを埋立地の中に投入していくと、海の中の深い部分に土がたまっていくようになると思います。ある程度土砂が埋まってきて、土壤汚染対策法の対象になる深さというところまで土が埋まってきたら、やはりそこを見越した土質基準のものに配慮しなくてはならないかと考えています。今のところ、今後、設計とか埋立ての中に入っていく段階では、もう少しそこを詳しくつめていかないといけないなと考えているところもありますので、この先、予測評価書案の中でももう少しその辺りをつめて、お示しできればいいなと考えています。

2点目について、判定基準、1地点で大丈夫かというお話ですよね。

(小林副会長)

そうです。

(事業者)

御質問ありがとうございます。今1地点としておりますのが、これより前の港湾計画の改訂のときに、横須賀港全体で各地区の調査をすでに実施されておまして、その中で、1箇所実施されているということで、すでにある事例にならって代表の1地点というかたちで地点数を設定しておりました。もう少し細かくとの御指摘でございましたので、その辺は柔軟に、地点数を再度見直して検討したいと考えております。

(小林副会長)

ありがとうございます。おそらく土壤汚染の指定区域にされると、その後の管理等が大変になることもあろうかと思うので、環境部局とも相談しながら、どうされたらいいか検討いただけるといいと思います。よろしくお願いいたします。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そしたら順番に、熊崎委員、お願いします。

(熊崎委員)

横浜国立大学の熊崎です。本日は現地調査に参加させていただきました。御案内ありがとうございました。周囲の状況が良くわかりました。先ほど、小林委員が御質問されたことに、ひょっとして被ってしまうかもしれませんが、質問させていただきます。埋立て工事で発生する廃棄物について調査されるという御説明はありました。工事で利用される陸上からの土、建設発生土の汚染について、調査されるのかどうかについて教えていただければと思います。それが汚染されていると海洋の汚染が広がるのではないかという懸念のものと質問でございます。

あともう1点ですけれども、今回船舶の運航が拡大するということを目指して、埋立てされるということですので、運航に必要な燃料の補給に供するような施設というのは、こちらにできる

のでしょうか。これがあると危険物を取り扱うこととなるため、重要な情報だと思いますので、御教示いただければと思います。

(事業者)

受入れる建設発生土については、受入れる時点で、土対法に関しての条件をクリアした、検査をしたものを受け入れますので、そういった検査を行います。

船舶の運航に関わる燃料の施設については、ここには造る予定はありません。

(熊崎委員)

わかりました、ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。続いて大澤委員お願いします。

(大澤委員)

海生生物と生態系の話になりますが、一つは図書の4-1-36 (330) ページと4-1-37 (331) ページに予測評価のことが書いてあるのですが、埋立地の存在の予測方法のところ、水質予測結果を踏まえてと言うのですが、存在そのものの影響というものがこれだと読み取れないので、そこはいいのかどうかよく確認してくださいということです。

それに合わせて埋立地になる場所の調査地点がそこにはないのはどうしてなのかということですね。何か大事なやつがあるかもしれないけど、これだと調査に引っかかってこないという感じがしてしまいます。

それからもう一つ、工事の方になると思うのですが、埋立地の存在だけでなく、今回、浚渫もありますよね。浚渫される場所の生態系は平気なのかというところが、この予測方法の中には書かれていなくて、それもどうしたものかというのが気になっているということです。

それからもう一つは、先ほどなんかヒアリングしたら、藻場がかつてあった場所がなくなったり、要は移動していくという話がありました。現在ないからいいという話ではなくてその可能性がある場所については、丁寧に予測評価して必要に応じて保全対策をとっていただきたい。以上3点ぐらいです。お願いします。

(事業者)

最初の御質問は、埋立地の範囲内に調査の地点がないということについての御指摘でよいでしょうか。

(大澤委員)

そうです。かつ、予測評価の方法で、水質予測結果云々はわかるのですが、存在すること自体のマイナス面というのは予測方法に含まれていないのは、いいのでしょうかというところで

(事業者)

ありがとうございます。調査地点がないということに関しては、再度事業者サイドで検討させていただきます。それを踏まえて、埋立てによる消失という部分も、予測評価の段階で考慮できるように検討していきたいと考えております。

(大澤委員)

あと、浚渫による影響もきちんと検討してくださいということです。

(事業者)

それも併せて、検討させていただきます。

(大澤委員)

あとは、藻場については現在あるかないかはもちろん大事なのですが、その可能性がある場所についても丁寧に調べて、必要な保全対策をしてくださいということです。

(事業者)

三つ目の御質問につきましては、予測評価の段階できちんとその辺も含めて、検討していきたいということで、よろしくお願いいたします。

(大澤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。次、速水委員お願いします。

(速水委員)

ありがとうございます。私の方は、図書の4-1-3 (297) ページ、表の4-1-5、大気汚染のところになります。一番右側の欄に、選定しなかった理由というのが書かれていまして、その下のところ、「なお」というところから、「硫黄酸化物については燃料中の含有量が規制強化されていることから、項目として選定しない」と書かれているのですが、理由のところの一番上を見ると作業船と書いてあるので、作業船に関しては、これは該当しないのではないかと考えたのですがいかがでしょうか。

(事業者)

作業船についてもちょっと確認して、次回の審査会の方で回答させていただきたいと思います。

(速水委員)

わかりました、ありがとうございます。よろしくお願いします。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。続いて、袖野委員、お願いします。

(袖野委員)

御説明、どうもありがとうございました。3点あるのですが、一つ目は埋立ての計画そのものなのですが、戦略的アセスの観点から言うと、おそらく計画策定段階にいくつかの案があって、という検討をされたのかと思うのですが、なぜこの形状で、この場所でということですね。環境上、最も負荷の少ない案を策定されているのかと思うのですが、何かその根拠、このちょっととんがっている形ですが、何か根拠があるのであれば教えていただきたいです。2点目は、廃棄物なのですが、今回は工事のときの建設副産物と発生土ということなのですが、供用後の廃棄物の発生がないというふうに見込まれているのですが、本当にそうなのでしょうか。船が着岸していろいろ物が入り出すというところで、廃棄物の発生がないのかという点がよくわからなかったのもう一度御説明いただければと思います。最後は、既存施設との関連性なのですが、計画対象となっている部分が埋立て部分なのですが、その隣接しているような所にある建物であっ

たり施設であったり、こういった物が併せて工事に入るようなことがあるのかどうかという点について教えていただければと思います。

(事業者)

一つ目のなぜこういうような形状になっているのかいうと、もともと真四角、四角形で埋立ての方を計画してまして、それには猿島側、四角形でいうと陸側から一番離れた、現在の形状でいくと先端のとがったところの部分が正方形の形になっていまして、12メートル岸壁と猿島側の四角形の一つの辺で船舶を受け入れる、あとは猿島の横に防波堤を造って、その辺で中の静穏度を保とうというような構想ではいたのですが、その後いろいろな方々の意見を聞く中で、潮流の影響がなるべく少ないような形でという話もありまして、防波堤があると近くにあるわかめとかそういった物への影響が心配だということがありましたので、そういった物への影響をなるべく軽減するために、こういった形で防波堤をなくして流れがスムーズに流れるような形状にして、こういった形にしたという経緯があります。あと、なぜこの場所にしたかということなのですが、環境面もちろん考えなければいけないのですが、防災面とかを考えたときに、横須賀の中心地であって、横須賀というと半島に位置してまして、トンネルとかそういった所を通過しないと孤立してしまうような地域にありますので、そういった中で横須賀市の中心地に近いところでそういった物資補給の起点となるような位置ということでこの場所を設定しています。あとは他の場所でも埋め立てられそうな所はあるのですが、追浜とか横浜に近い方については、もうすでに埋立てをかなりされています。あとは逆に観音崎、海の方に、横須賀市のもっと先の方に行くとそちらの方は、自然環境がいい所なので、総合的に考えてこの位置が一番いいのではないかと考えて、位置に決定しています。

三番目の既存施設との関係なのですが、今回の埋立てに併せて周りで新しいそういった関連整備が行われるというような予定は、今のところありません。

今想定しているものとしては、自動車運搬船による輸出の方を考えています。自動車運搬船による輸出については、そういった廃棄物等が出てくるとは考えておりません。もう一つ、来航のフェリーというものも考えているのですが、それについても、今現在、隣の港で行っている東京九州フェリーと同様な形を考えているのですが、トラックで運搬してきたり、シャーシに積んできたりして、そこを通過していただけないので、特別、廃棄物が出るようなものではないと考えておりました。

(袖野委員)

わかりました。ありがとうございます。

(一ノ瀬会長)

もう時間も結構迫ってきているので、今、手を挙げていただいている4名の皆さんからは、今日、質問、御意見をいただこうと思います。丹羽委員お願いします。

(丹羽委員)

今日、現地調査に参加させていただきまして、ありがとうございました。そちらで釣りをしての方とか、子供に海、水辺を見せていたり、バーベキューの準備する方などがいたので、「レクリエーション資源」とそれから「地域分断」について教えていただきたいというふうに思いました。

まず1点目が、利用実態をどういうふうに定量的に把握するのかなというふうに思いました。先

ほどの「アンケート」をなさる予定と話はあったのですが、「平日」と「休日」でかなりこの利用実態が異なるのではないかなと思いましたので、特に「休日」の観測をどういうふうにやっていくのが重要かと思いました。

2点目で教えていただきたいのが、5年後から確か工事開始で、そのあと15年というすごく長い期間（の工期）になると思うのですが、現在利用している方々にはどのようにいつ頃からこの制約を与えていくのかということをお教えいただきたいというふうに思いました。

それから3点目はですね、地域分断のところが図書の4-1-9（303）ページだったと思いますが、選定しないという理由が書いてあるのですが、先ほどの海津委員のコメントにもありましたが、海辺、水辺へのアクセスに影響があることを想定すると、本当にこの項目を選定しなくて大丈夫かなというふうにも思いましたので、御意見を聞かせていただければと思いました。

（事業者）

3点ありがとうございます。1点目については、後で御説明したいと思いますが、2点目のいつ頃からやるかについて、地域とかにどんな説明をしているのかということですが、現在は事業実施の段階ではなくて、計画の内容を検討している段階ということで、地元にも説明しています。

事業自体は、全体で15年ぐらいはやり始めたらかかるだろうなというふうには考えていますけども、いつ頃からやるかということについては、この環境影響評価で、最低でも4年はかかるというふうに思っています。そのあと、地域の方々とか、水域を利用している漁業者さんたちとの交渉とか調整を経た上で、事業に着手しなければならないので、まだ正確にいつ頃からということについては、今の段階ではお答えする段階ではありません。

あと地域の分断ということなのですが、今回、公園の部分については、一部ですね、無くなるのですが、その部分を海域の部分につけかえていますので、海とのアクセスについては、今回の計画で、海と陸との分断ということについては考えた上で、解消されているというふうには考えております。

（丹羽委員）

ありがとうございました。

（事業者）

一つ目のレクリエーションのアンケートの調査時期についてなのですが、御指摘のある通り、一番年間を通じて一番人が集まるであろう時期を調査の対象として、考えるのが適切かと考えております。それで、こういった時期をどうやって選定していくのかとなったときに、この公園であつたり、散歩道、これらを長年管理し、携わっている市の関係者にヒアリングをした上で、一番人が集まるであろう時期に、調査ができればと考えているところでございます。

（丹羽委員）

ありがとうございました。「アンケート」というものと同時にやはりその「利用実態の把握」、「行動観察調査」といったものをなさる予定だったりするのかと思って伺いました。

他の方がいらっしゃいますのでこれで大丈夫です。

（一ノ瀬会長）

そうしましたら続いて奥委員をお願いします。

(奥委員)

私の方では、用語の意味するところをまず確認させていただきたいと思ひまして、図書1-1-5 (5) ページの事業の内容の表がありますけれども、そこを見ていただければと思います。その中に「ふ頭用地」それから「港湾関連用地」と二つ言葉が使われていて、「ふ頭用地」は、注1を見ますと、各種港湾施設でかつこの中に、例えばどういう施設があるのかというのが書いてあります。そして、「港湾関連用地」については、こちらが民間事業者売却されるということになっているところですが、港湾における物流・人流などの輸送増進云々ということで、そういう用地で、港湾関連の用途としては、かつ書きでありますけど、保管施設、流通施設、旅客施設、港湾関連業務施設等々、各種施設がここには作られるということが想定されているということで、このような説明がされています。それを前提とした上で、評価項目の選定表、図書で言いますと4-1-2 (296) ページにその表がありますが、「土地または工作物の存在及び供用」のところに使われている言葉が、「港湾施設の稼働」「施設関連車両の走行」とありまして、ここで言っている「港湾施設」とか「施設関連車両」と言っている場合の「施設」というのが、先ほどの図書1-1-5 (5) ページの注で、具体的に例として挙げていただいているもののどこまでを含むのか、というところが明確ではないなと思ひまして。ただ先ほど、例えば、廃棄物は考慮しなくていいのかという御質問に対して、船舶の運航等に伴うものなので廃棄物は出ないというふうに考えているというようなお答えを伺いますと、多分ここで言っている港湾施設、施設というのは、先ほどの図書1-1-5 (5) ページでいう注1に書いてある、各種港湾施設、つまり民間事業者売却されない部分のところの施設のみを指しているのであって、売却予定の土地につくられるであろう港湾関連のその他の各種施設については考慮されてないというように理解したのですが、その理解でいいのでしょうか。

そうだとしたならば、民間事業者売却するので何が実際に作られるのかわからないとかですね、なかなか定量的に予測が難しいということはあるにせよ、ただここに注2に挙げていただいている施設を見ますと、やはり水質汚濁ですとか廃棄物だとか、それから温室効果ガスといった項目に係る影響というのが想定されるような施設ですので、そういったものについて、予測は可能な限り、例えばすでに供用開始後の既存のふ頭もあるわけですから、そういったところのデータ、情報等も参考に、ある程度の予測をするということは可能かと思ひますので、そういったことも必要ではないかというふうに考えた次第です。

以上、少し概念をクリアにさせていただきたいというところと、今回の調査予測評価しようとしている、その対象の中に港湾関連用地のところで作られる施設が入っているのかどうかというところ、以上2点を確認させていただければと思います。よろしくお祈いします。

(事業者)

御質問ありがとうございます。まず図書1-1-5 (5) ページの方で、注1と注2のところで、「ふ頭とは」と「港湾関連用地とは」という説明書きにつきましては、定義を書いているものです。この「ふ頭とは」の中で、荷さばき施設、保管施設というのが書いてあるのですが、今このイメージ図に書いてあるのは、荷さばき施設という荷さばき地と野積場という車両を並べているこの絵になっているのですが、このイメージ図はそういったものを書いています。その説明が、実施計画書(図書)の中には記載してなかったもので、わかりにくかったと思ひます。

それで、港湾関連用地につきましては、用途として保管施設ということで、今このイメージ図に

あるのは、フェリーで積みおろしをするシャーシの絵になっています。それと完成自動車を並べてある絵になっています。

この絵は、もともと港湾計画を改定したときに、こういったものを、どのくらいの量の荷物を想定したかというところで、今は野積場と荷さばき地というものを具体的には計画してしまして、そのあとに、実施計画書（図書）4-1-2（296）ページ（表4-1-4 対象事業に係る評価項目選定表）で、供用開始した後、港湾施設が稼働するときの予測については、ふ頭用地の中の野積場が、フルに使われ始めたというものを想定するのかなと今はイメージはしているのですが、まだそこまで細かいことは実施計画書（図書）の中では触れていませんので、その辺りの説明が不足しているということで、御質問いただいた先生におかれましてはちょっとわかりにくかったというふうに思われたのではないかと思います。

ですので、実施計画書（図書）ではあまり細かく書いてないのですが、予測評価書案のときには、もう少し細かくわかりやすく御説明できるようなそういう書き方にできればということで、御意見としては受けたいと思います。

売却地につきましては、確かに実際にこういった施設ができるのかというのは、なかなか想定しにくいところはあるのですが、ふ頭と関連するような施設に使われて欲しいと思っているところもありますので、予測評価書案の段階でこういったものを予測の中に取り入れるかということで、もう少し細かい表記ができるように、工夫していきたいと考えました。予測評価書案のときに、もう少し説明ができるように、これから考えて作っていききたいと思います。よろしいでしょうか。

（奥委員）

実施計画書（図書）4-1-2（296）ページで言っている港湾施設は、先ほどの御説明ですと、野積場と荷さばき地だけを含めて港湾施設というふうに表現されているということですか。つまり、この港湾施設の中にどういう施設がどこまで入っているのかということが明確にならないと、評価項目として選定したもの、選定しなかったものの妥当性が判断できないので、そこをはっきりさせてくださいということなのですか。

（事業者）

わかりました。施設というと何か建物とか設備みたいなものがイメージされるのですが、野積場、荷さばき地ということで考えていますので、その辺りを書くようにしたいと思います。

（奥委員）

そういう想定だということは、今確認できましたが、ただそれだけでいいのでしょうかというのも疑問としてあるわけです。先ほどの民間事業者に売却する用地において、建設されるであろう施設による環境負荷というの、それなりに想定されるであろうと思われますので、本来であれば、通常であれば建設されるであろう施設というものを前提に、調査予測評価していただくというのが、望ましいアセスのあり方ではないかなと思います。

（事業者）

今のお話、私たちの方の理解もうまくできてないのかもしれないのですが、具体的には、ふ頭用地と売却用地、合わせて評価するべきではないかというようなお話ではないかと思っているのですが、いかがでしょうか。

(奥委員)

そういうことですね。

(事業者)

今のところ、私たちは、隣で自動車運搬船とフェリーが荷を運んで、そこで何も降ろさないでそのまま運んでいってしまうというような事業を隣でやっていまして、同じようなニーズがあるというふうには考えています。

今のところ、廃棄物が出るような施設は建たないであろうとは考えていますけども、今後、ニーズ調査とか、そういうことも進めていく中で、評価書の中で今後そこに建つであろうと思われるものをもう少し絞り込むことができれば、何かしらの回答をできるようにはしたいと思っております。

(奥委員)

はい。よろしくお願いいたします。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは、山崎委員お願いします。

(山崎委員)

御説明ありがとうございます。資料1-2のパワーポイントの方の40ページのところで、騒音に関する評価点のところですが、御説明の中では南の方から、運搬車が来るというようなお話がありました。そして、図書の4-1-21 (315) ページに、青い線で工事用車両の主な走行ルートが記されております。結論としましては、TN1、TN2、TN3ともう一つ、TN2とTN3の間にもう1個大きな道があるのですが、そこはなぜ評価しないのかというお考えをお聞かせいただきたいと思った次第です。その図(図4-1-3)で、右から青い線が、右に一本、真ん中に一本、さらにもう少しって、三本港湾の方に向かっていていると思うのですが、この青い線の真ん中の線のところの評価点を設定されてない理由ですね。

(事業者)

今の地点につきましては、私たちもここが、もしかしたら必要かもしれないということなので。

(山崎委員)

増やせるのだったら、増やしておけばいいのかなというふうに思います。

(事業者)

そうですね。検討をします。

(山崎委員)

お願いします。

(事業者)

お預かりします。

(山崎委員)

あと最後、二つ目なのですが、資料1-2のパワーポイントの29ページですが、供用開始後には、港湾施設の稼働に関しては騒音評価をしないというふうな御計画だと思うのですが、港湾施設、今の荷をおろして積むだけ、だけど、その時の音というのは考えなくてもよろしいのでしょうか。

(事業者)

最初のお話の中の道路のことについてなのですが、これについてはうちの方も検討を進めるということにします。あとは、ここに同じような色の線を書いてあるのですが、現状として大型の車両とかは少々通りにくいというような道路もありますので、そういったものも考慮して考えております。

あと、騒音についてはですね、今現在、隣で東京九州フェリーとか、キャリアカーが走行しているのですが、そちらの方については、現在の環境基準等は、オーバーしていないということもありまして、今回、この中に項目の中には入れておりませんが、評価書を作る時点で、検討していきたいと思います。

(山崎委員)

埠頭が増えるのだから、交通量も増えてしまうということで、やっぱり必要なかなと思っております。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。それでは小根山委員、お願いします。

(小根山委員)

今日、現地の方を見させていただきまして、いろいろとありがとうございました。今日の説明に使われた資料1-2のパワーポイントの中の、まず、63ページのところで、安全（交通）については、環境影響評価の調査予測評価の対象として、実施方法について検討いただいているわけですが、この中で、安全施設、安全対策についてはいろいろ調べることになっているのですが、事故の発生状況などは見られないのでしょうかというのがまず一つで、今、そこら辺のオープンデータなどもかなり使えるようになってきているので、ぜひここは、データの整理で、ある程度わかるようになっているのでお願いしたいな、というのがまず一つです。

二つ目が、資料1-2の65ページに予測方法ということでお示しいただいた、この飽和交通量率、多分これは飽和交通流率のことかと思います。それで、この飽和交通流率を使って、容量がもつかどうかというのを計算するということを意味されているのではないかと思いますのですが、多分その元としての飽和交通流率を予測するという話かなというふうに、ここは理解したのですが、最近、飽和交通流率が、どんどん下がってきていて、予測モデルだと、かなり過大評価になってしまって適切な評価ができない、ということがわかってきているので、例えばここに書いている、平面交差の計画と設計基礎編の中でも、原則飽和交通流率は、実測をすべしというふうなことであります。ぜひここについても、特段の理由がなければ、飽和交通流率は実測で検討いただくことをお願いできれば、というのが二つ目です。

資料1-2の64ページのところで、今回調査について対象2箇所ということでこの2箇所ですが、ここがいいか悪いかということよりは、なぜここにしたのであるかということと、あと、ここで本当に必要十分なのですかということとは、説明できるようにしておいていただけるといいのかなと思います。やはり、問題が起きそうなところについては、単に大きな交差点だけではなくて、問題が起きそうなところというのをピックアップして、調査していくことが重要だと思いますので、そういった観点で、どこが必要十分、適切なのかというのは説明できるようにしていただけるといいのかなと思います。

あと、もう一つ、これで最後なのですが、交通の安全ということで基本的には、道路交通を念頭に置いているところだとは思いますが、今回、海域でのいろいろな工事だったりとかもありますよね。それで、いろいろもうすでに調整等はされていると書いてありますけど、例えばその猿島航路と、対象の地域が被っているということもそこは調整されるといったような話があるわけなのですが、海域で工事に関連して何か、要は安全上の懸念みたいなものは何か考えられないのかどうかですね。これについてお聞きしたいと思います。

(事業者)

まず一つ目の交通事故の発生地点につきましては、実施計画書（図書）の2-2-13（27）ページの方で調べてプロットしているものでございまして、これをまた次回、予測評価書案ではまた更新をしていくという形で把握をしていこうと考えております。

(小根山委員)

はい。わかりました。これに多発地点と書いてあるのですが、実際ここで事故があったということですか、それとも図の下に書いてある資料で、ここは多発地点ですと認定された場所ということですかね。

(事業者)

御推察の通りでございます。

(小根山委員)

わかりました。多発地点についてはとらえられているということで、それはそれでいいと思うのですが、データもちょっと確認しておいていただけるといいかなと思います。

(事業者)

その他二つ目の御質問の方で飽和交通流率ですかね、の調査につきましても、御意見いただきましたので、今後検討して、予測評価書案で、反映させていければと思います。

三つ目のなぜ2箇所につきましても、予測評価書案で選定した理由が説明できるように、必要に応じて補足調査も必要になってくるかもしれませんので、その辺りも含めて、お示しをさせていただければと思います。

四つ目の海上工事での安全についてですけど、工事を実施する際には海上保安部との協議によって、陸上の交通誘導と同じように、海上の方にも警戒船というものを配備して、安全を確保しながら作業を進めていくようになるかと思います。

(小根山委員)

わかりました。

(一ノ瀬会長)

ありがとうございます。そうしましたら、ちょっと時間も過ぎてしまっているのですが、鈴木委員からも質問だけいただいて、回答については事業者からは次回ということにさせていただければと思うのですが、鈴木委員、よろしいでしょうか。

(鈴木秀和委員)

私の方から水象に関連して、本日の説明していただいた資料1-2のパワーポイントの46から48ページになりますが、その48ページのところに、潮流の予測方法として多層レベルモデルによる潮流解析を行うというふうに述べられているわけですが、これの鉛直方向を実際何層ぐらいに分け

るのかということです。

それに関連するところなのですが、潮流についてはモデルの評価を行う時に多分既存資料を使われると思うのですが、それは図書資料の2-2-181（195）ページぐらいから2-2-189（202）ページに書かれていると思うのですが、基本的には上下2層ということなのですが、モデルの評価を行うのにこれだけの資料で大丈夫なのかどうかということ。

最後は、その潮流のモデル構築を行う対象範囲です。それについてお聞かせいただければと。その3点について御質問させていただきます。

（一ノ瀬会長）

ありがとうございます。そうしましたら、今いただいた3点については、次回、御回答いただくということにさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

本日は時間の都合でここまでとさせていただきたいと思います。この案件については、次回も引き続き審議を進めていきたいと思います。事業者の方お疲れ様でした。事務局が御案内しますので、御退出いただければと思います。

～事業者退出～

（一ノ瀬会長）

本日の議題は以上となりますけれども、他に何かございますでしょうか。特にないようですので、本日の審査会は以上で閉会としたいと思います。

以上